

資 料

## ○ 用語解説

※前ページまでの文章中の「\*」箇所に対応しています。

あ行		記載 ページ
アイヌ	北海道に先住していた民族のこと。アイヌ語では、「人間・ひと」を意味し、「ほんとうに立派な人」という使い方をする誇り高い言葉。	6 39
アウトティング	本人から了解を得ずに、性的指向や性自認を第三者が公に暴露すること。	35
ウェルビーイング (Well-Being)	「身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」を意味する概念。	2 39
HIV (ヒト免疫不全ウイルス)	“Human Immunodeficiency Virus”の略語。外部からの病原体に対する抵抗力を支える抗体をつくるリンパ球に取り付いて増殖し、その細胞の働きを壊すウイルスのことで、感染力はウイルスの中でもきわめて弱い。	25 29
SNS	“Social Networking Service”の略で、インターネット上で交流できる仕組みのこと。	10 20 32
SDGs (持続可能な開発目標)	平成13年(2001年)に策定されたMDGs(ミレニアム開発目標)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。	22
NPO	“Non-Profit Organization”又は“Not-for-Profit Organization”の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。	40
か行		記載 ページ
こころのバリアフリー	バリアフリーは、多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすこと。それを建物や交通機関などの物質的なバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる精神的なバリアフリーまで広げていくこと。	16 18
さ行		記載 ページ
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。	32 34
情報リテラシー	情報を使いこなす能力のこと。	32 34

さ行		記載 ページ
ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情により、特定の者又はその家族等に対し、つきまとい、まぢぶせ、押しかけや無言電話などの迷惑行為を繰り返す者のこと。	7 8 9
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。	35 37
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。	35 37
性的マイノリティ・性的少数者(LGBTQ等)	身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることに対して、そうではない人。LGBTQという言葉で表すことがある(L=レズビアン(女性同性愛者)、G=ゲイ(男性同性愛者)、B=バイセクシュアル(両性愛者)、T=トランスジェンダー(性同一障がいなどの性的違和を持つ人)、Q=クエスチョン(わからない、迷っている、決めたくない人))が、それ以外の表記で表すこともあり、5つのカテゴリー以外の人々も存在する。	6 35 36
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。行為を受けた人が嫌悪を感じたかが決め手となる。いわゆる、暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当し、職場のみならず、学校においても同様である。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、猥褻な写真の掲示など様々なものが含まれる。	7 8
た行		記載 ページ
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	12 16
DV 〔ドメスティック・バイオ レンス〕 (配偶者等からの暴 力)・デートDV	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(交友の制限など)も含まれる。また、交際中の異性に対するものをデートDVという。	7 8
トラフィッキング (人身取引)	国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。	39

な行		記載 ページ
ノーマライゼーション	障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すこと。	16 18
は行		記載 ページ
パートナーシップ宣誓制度	一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係(パートナーシップ)である旨の宣誓書を提出し、自治体が受領証等を交付する制度。	35 37
ハンセン病	1873年にノルウェーのハンセンが発見した「らい菌」の感染によって、皮膚と主に皮膚や筋肉に張りめぐらされた神経(末梢神経)などがおかされる病気。	6 25 27 28 29
プライバシー	個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利のこと。	25 30 31 32 33
プラットフォーム事業者	プラットフォーム(サービスやシステム、ソフトウェアを提供等するために必要な「共通の土台(基盤)となる標準環境」)を運営する事業者のこと。	32
プロバイダ	インターネット接続サービス提供事業者。	21 32 34
ヘイトスピーチ	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。	22 23
ま行		記載 ページ
マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠・出産した人に対し、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。 平成28年(2016年)3月に男女雇用機会均等法が改正され、マタハラ防止措置義務が新設され、平成29年(2017年)1月1日から施行された。	8
や行		記載 ページ
ヤングケアラー	家族に世話を要する人がいる場合に、大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面の支援を行っている18歳未満のこどものこと。	12
ら行		記載 ページ
ライフステージ	人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階のこと。	18
LINE	友だちや家族と、1対1から複数人まで、音声通話やビデオ通話を利用できるSNSのひとつ	32

## ○ 人権などに関する相談窓口一覧

令和6年7月1日 現在

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。  
 ※ 「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
<b>○ 犯罪被害者等</b>			
犯罪被害者等 相談・支援	広島県 犯罪被害者等 支援総合窓口	082-544-1110	月～土(祝等除く) 9:00～17:00 ※面談相談は、 事前連絡が必要
	広島県警察本部 警務部 警察安全相談課 被害者支援室	082-228-9110	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	広島県警察 尾道警察署	0848-22-0110	
	公益社団法人 広島被害者支援センター	082-544-1110	毎週月～土曜日 (祝日、8/13～8/16 12/28～1/4を除く) 9:00～17:00
(福山相談室)毎月第2火曜日 13:00～16:00(要電話予約)			
		(呉相談室)毎月第2金曜日 13:00～16:00(要電話予約)	
市町における 相談窓口	尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課	0848-37-2631	月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
<b>○ 「性」に関する相談窓口</b>			
「性的マイノリティ」 に関する相談	よりそいホットライン	0120-279-338 (聞き取りの難しい方は FAX 0120-773-776)	24時間(年中無休) 通話料無料
	エソール広島LGBT電話相談 (公財)広島県男女共同参画財団)	082-207-3130	毎週土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)
<b>○ 性犯罪等</b>			
性犯罪・性被害に 関する相談	性被害ワンストップセンターひろしま	082-298-7878 (直通ダイヤル)	24時間365日
	内閣府男女共同参画局 ワンストップ支援センター	#8891 (全国共通無料ダイヤル)	最寄りのワンストップ支援センターにつ ながる
	Cure time(キュア タイム)	SNS、メールによる相談 (Cure timeで検索)	17:00～21:00 SNS相談(外国語対応)、メール 相談(日本語のみ)
	警察庁 性犯罪被害相談電話	#8103 (全国共通ダイヤル)	発信場所を管轄する都道府県警察の 性犯罪被害相談電話につながる
	広島県警察本部 性犯罪相談電話	0120-630-110 (直通ダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (祝休日、年末年始及び、上記時間以 外は担当者以外が担当する場合あり)
<b>○ 教育</b>			
教育に関する相談	尾道市 教育相談コーナー	0848-37-2983	月～金(祝等除く) 9:00～17:00
体罰、セクシュアル・ ハラスメント、パワー ハラスメントなどに 関する相談	尾道市教育委員会 学校経営企画課 学校経営支援室	0848-20-7453	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
教育支援センター 教育相談	尾道市 教育委員会 教育指導課 (豊かな心と体育成係)	0848-20-7454	月～金(祝等を除く) 8:30～17:15
	尾道市教育支援センター (千光寺さくら) (因島はっさく)	0848-24-1825 0845-24-0071	月～金(祝等を除く) 9:00～15:45

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。  
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
<b>○ 消費</b>			
消費生活相談	尾道市消費生活センター	0848-37-4848	月～金(祝等除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
	広島県消費生活センター	082-223-6111	月～金(祝等除く) 9:00～17:00
	消費者ホットライン	188	平日は市のセンターに、 土・日・祝日(年末年始除く)は 国民生活センター (10:00～16:00)につながります。
<b>○ 女性</b>			
女性のための 相談窓口	NPO(特定非営利活動)法人 ホッとる一むふくやま	080-3127-4375	毎日 9:00～17:00
女性に関する相談 (DV、その他 女性に関わる相談)	尾道市 福祉保健部 社会福祉課 庶務係(女性相談)	0848-38-9350	開庁日の 9:30～16:00
	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係(女性相談)	0845-26-6209	
育児・母子の 健康に関する相談	総合福祉センター(健康推進課)	0848-24-1960	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	子育て世代包括支援センター ぽかぽか※	0848-36-5003	
	御調保健福祉センター	0848-76-2235	
妊娠・出産・ 子育て相談 (子育て世代 包括支援センター ぽかぽか※)	子育て世代包括支援センター ぽかぽか※	尾道市総合福祉センター内 0848-36-5003	月～金(祝等除く) 9:00～16:00
	ぽかぽか※みつぎ	御調保健福祉センター内 0848-76-2235	
	ぽかぽか※せとだ	瀬戸田保健福祉センター内 0845-27-3849	
	ぽかぽか※おのみち	Rキッズ☆ステーション尾道内 0848-37-2409	月～金(祝等除く) 9:00～16:00
	ぽかぽか※ひがしおのみち	ベイタウン尾道組合会館内 0848-55-7117	
	ぽかぽか※いんのしま	芸予文化情報センター内 0845-22-1545	
	ぽかぽか※むかいしま	向島認定こども園内 0848-29-9021	
生活上の悩みごと (家庭不和、配偶者 からの暴力等)	広島県 女性総合センター エソール広島(公益財団法人 広島県男女共同参画財団)	082-247-1120	毎日 10:00～16:00 (水・日・祝日・年末年始を除く)
子ども、女性に 関する相談	チャイルドラインびんご	0120-927-874	第1・3月曜日 16:00～21:00 第2・4土曜日 16:00～21:00
困難な問題を抱え る女性のさまざまな 悩みに関する相談	厚生労働省 女性相談支援センター	#8778 (全国共通短縮ダイヤル)	電話をかけてきた所在地の女性 相談支援センターにつながる

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。  
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
女性に関する相談 (配偶者等からの暴力に関する相談)	広島県 東部こども家庭センター 三原支所	0848-36-6713	月～金 10:15～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	広島県 西部こども家庭センター (女性相談支援センター・ 配偶者暴力相談支援センター)	082-254-0391	月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	広島県 休日・夜間電話相談	082-254-0399	月～金 17:00～20:00 土・日・祝日(年末年始を除く) 10:00～18:00
女性の人権に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金(祝等除く) 8:30～17:15 (相談時間外は留守番電話)
配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)についての相談	内閣府男女共同参画局 DV相談+(プラス)	0120-279-889 DV相談+で検索	24時間365日対応 メール相談(24時間受付) チャット相談(12:00～22:00) 10か国語対応(チャット)
	内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ	#8008 (全国共通ダイヤル)	最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる
女性のための相談窓口 (DV・ストーカー・ 男女間トラブル等の相談)	尾道警察署 駅前交番 女性安全ステーション	0848-22-7234	24時間 (尾道交番不在時は尾道警察署へ)
	尾道警察署(浦崎町を除く) 福山西警察署(浦崎町)	0848-22-0110 084-933-0110	緊急を要する場合は110番に通報
<b>○ 高齢者</b>			
高齢者虐待・ 権利擁護など 高齢者福祉 に関する相談	尾道市 福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者福祉係	0848-38-9137	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	尾道市 御調保健福祉センター 健康福祉係	0848-76-2235	
	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係	0845-26-6210	
施設従事者等 による高齢者虐待 に関する相談	尾道市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係	0848-38-9440	
高齢者虐待・ 権利擁護・ 消費者被害、 介護や福祉サービスの 利用・認知症等、 高齢者の総合相談 に関する窓口	尾道市地域包括支援センター	0848-56-1212	
	〃 北部地域包括支援センター	0848-76-2495	
	〃 西部地域包括支援センター	0848-21-1262	
	〃 東部地域包括支援センター	0848-56-0345	
	〃 向島地域包括支援センター	0848-41-9240	
	〃 南部地域包括支援センター 瀬戸田支所	0845-24-1248 0845-27-3847	
介護や福祉サービスの 利用・認知症等、 高齢者の総合相談 に関する窓口	尾道市老人介護支援センター ひかり苑	0848-38-0900	
	尾道市老人介護支援センター 星の里	0848-37-7277	
	尾道市老人介護支援センター ひららの郷	0848-21-2224	
	尾道市老人介護支援センター はなの苑	0848-20-6320	

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。  
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
<b>○ 外国人</b>			
外国人相談窓口	尾道市 総務部 秘書広報課 広報広聴係	0848-38-9395	8:30~17:15(祝等除く)
一般相談(暮らし全般に関する相談・専門相談の予約など)	公益財団法人 ひろしま国際センター	0120-783-806	月~金 10:00~19:00 土 9:30~18:00
専門相談(在留資格・社会保険・労働・法律問題など)			木・土 10:00~16:00 毎月第4木曜日 14:00~19:00
外国人のための相談	外国人のための人権相談所 (広島法務局人権擁護部 ※広島合同庁舎3号館4階)	0570-090-911	月~金(祝等除く) 8:30~17:15 ※通訳(要予約) 10か国語対応
<b>○ こども</b>			
子育て支援、福祉、子育ての悩みなど家庭児童に関する相談、虐待に関する相談	尾道市 福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係(家庭児童相談員)	0848-38-9219	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
子育て・ひとり親家庭相談	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係(母子父子自立支援員)	0845-26-6209	月~金(祝等除く) 9:00~16:00
子育ての困りごと	児童家庭支援センター まごころ	0848-24-0556	月~土(祝日等除く) 9:00~17:30
児童・児童虐待・家庭相談	広島県 東部こども家庭センター 三原支所	0848-36-6711	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
こども、女性に関する相談	チャイルドラインびんご	0120-927-874	第1・3月曜日 16:00~21:00 第2・4土曜日 16:00~21:00
ひとり親家庭相談	尾道市 福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係(就業支援専門員)	0848-38-9205	月~金(祝等除く) 10:00~16:45
	広島県ひとり親家庭サポートセンター	082-227-2377	月~金(祝等除く) 9:00~17:00 土・日・祝日電話相談 10:00~17:00 夜間(火・木のみ) 17:00~20:00
保健師・栄養士・心理士・保育士による妊娠、出産、子育て相談	尾道市 福祉保健部 健康推進課 すこやか親子係	0848-24-1960	
	子育て世代包括支援センター「ぼかぼか」	0848-36-5003	
保健師・栄養士による子育て相談	尾道市 御調保健福祉センター	0848-76-2235	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市 因島総合支所 健康推進課	0845-22-0123	
保健師による子育て相談	尾道市 瀬戸田福祉保健センター	0845-27-3849	
不登校、いじめなどに関する相談	教育相談コーナー	0848-37-2983	月~金(祝等除く) 9:00~17:00
	教育支援センター(千光寺さくら)	0848-24-1825	月~金(祝等除く) 9:00~15:45
	教育支援センター(因島はっさく)	0845-24-0071	

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。  
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
子どもの非行・学業・感情・家庭・いじめ問題などの相談	青少年相談室	0848-37-9459	月～金(祝等除く) 9:00～15:30
いじめなど子どもの人権に関する悩みの相談	子どもの人権110番	0120-007-110	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
子どもの心の育ちや行動、言葉や運動など発達に関する相談	尾道市 福祉保健部 健康推進課 すこやか親子係	0848-24-1960	月～金(祝等除く) 8:30～17:15 ※発達相談員等による相談は要予約
	尾道市 因島総合支所 健康推進課	0845-22-0123	
	尾道市 瀬戸田保健福祉保健センター	0845-27-3849	
	尾道市 御調保健福祉センター	0848-76-2235	
子どもの非行や被害に関する事、立ち直り支援に関する事	ヤングテレホン広島(広島県警察 少年サポートセンター)	082-228-3993	24時間対応(休日・夜間は当直対応)
	少年サポートセンターふくやま	084-925-7011	月～金(祝等除く) 9:00～17:00
養育医療に関する相談	尾道市 福祉保健部 健康推進課 すこやか親子係	0848-24-1960	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
養育費・面会交流相談	養育費相談支援センター(公益社団法人 家庭問題情報センター)	0120-965-419(携帯不可) 03-3980-4108	月・火・木・金 10:00～20:00 水 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00 メール相談 info@youikuhi.or.jp
<b>○ 心</b>			
自殺対策相談窓口	尾道市 福祉保健部 健康推進課 元気づくり係	0848-24-1962	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	尾道市 因島総合支所内 健康推進課	0845-22-0123	
	尾道市 御調保健福祉センター	0848-76-2235	
悩みごと全般に関する相談	広島いのちの電話	082-221-4343	毎日24時間
	県自殺予防いのちの電話	0120-375-568	毎月20日の8:00～20:00 通話料無料
	全国自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日の8:00～翌8:00 通話料無料
こころの相談	尾道市 福祉保健部 健康推進課 元気づくり係	0848-24-1962	月～金(祝等除く) 8:30～17:15 ※公認心理士等による相談は要予約
	尾道市 因島総合支所内 健康推進課	0845-22-0123	
	尾道市 御調保健福祉センター	0848-76-2235	
心の健康相談	広島県 東部保健所 保健課	0848-25-2011	月～金(祝等除く) 8:30～17:15 ※精神科医師による相談は要予約
広島県こころの悩み相談【コロナ関連】	広島県立総合精神保健福祉センター	080-1577-4774	平日 9:00～12:00 13:00～16:00
広島ひきこもり相談支援センター	広島ひきこもり相談支援センター 東部センター(特定医療法人 仁康会 小泉病院)	0848-66-0367	月・水・木・金・土(祝日を除く) 9:00～17:00
よりそいホットライン	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338	24時間対応(年中無休) 通話料無料

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。  
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
<b>○ 各種相談</b>			
法律相談等窓口	尾道市 総務部 秘書広報課 広報広聴係	0848-38-9395	開庁日の 8:30~17:15
<b>○ 日常生活の悩み・福祉に関する相談窓口</b>			
日常生活の悩み・ 福祉に関する相談	尾道市社会福祉協議会	0848-21-0322	専門相談 (弁護士・司法書士等 予約制) 一般相談 (福祉まるごと相談窓口) こころの相談 (毎週月曜日)
ボランティアコスモス 日常の悩み事、 心配事など	くらしサポートセンター尾道 (尾道市社会福祉協議会)		月曜日 10:00~12:00 13:00~16:00
<b>○ 障害のある人</b>			
障害者手帳や 障害者福祉サービス の利用などに 関する相談	尾道市 福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係	0848-38-9125	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係	0845-26-6209	
	障害者サポートセンター はな・はな	0848-29-5002	月~金 9:00~17:30 (祝日・お盆・年末年始を除く)
	障害者サポートセンター はな・はな (因島・瀬戸田相談センター)	0845-23-7020	月~金 9:00~17:30 (お盆・年末年始を除く)
発達障害に 関する相談	広島県発達障害者支援センター	082-490-3455	月~金(祝等除く) 9:00~17:00
	広島県東部こども家庭センター	084-951-2340	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	こども発達支援センター (未就学の子どものみ)	084-928-1351	
障害者の虐待防止に 関する相談	尾道市障害者虐待防止センター (社会福祉課 障害福祉係)	0848-38-9124	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市障害者虐待防止センター 因島・瀬戸田センター (因島福祉課 福祉係)	0845-26-6209	
	広島県障害者権利擁護センター	082-569-5151	月~金(祝等除く) 8:30~17:30
障害者差別解消法に 関する相談	尾道市 福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係	0848-38-9124	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係	0845-26-6209	
<b>○ 生活貧困などの相談窓口</b>			
生活貧困・生活保 護などに関する相 談	尾道市 社会福祉課	0848-38-9126	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市 因島福祉課	0845-26-6214	
生活貧困者の 自立のための相談	くらしサポートセンター尾道	0848-21-0322	月~金 9:00~12:00 13:00~16:00

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。  
 ※ 「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
<b>○ 人権全般</b>			
子どもの人権等、 人権問題全般の相談	特設人権相談所・ 子どもの人権相談所 (人権擁護委員) 尾道市役所・因島総合支所・ みつぎいこい会館・ 向島支所・瀬戸田支所	0848-23-2883 広島法務局 尾道支局	開設日は市広報に掲載
人権全般に 関する相談	みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110 ※最寄りの法務局・地方法務局 又はその支局につながります	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	広島法務局 尾道支局	0848-23-2882	
	尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課 人権文化センター (人権相談員)	0848-37-2631	月～金(祝等除く) 9:00～15:30
	尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課 因島ふれあいセンター (人権相談員)	0845-24-2160	月～金(祝等除く) 9:00～12:00 13:00～15:00
	尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課 因島三庄ふれあいセンター (人権相談員)	0845-22-9006	
	尾道市大田ふれあい館	0848-46-1056	月～金(祝等除く) 9:30～16:15
	尾道市福田ふれあい館	0848-55-0047	月～金(祝等除く) 8:30～15:15
	尾道市向島ふれあい館	0848-44-1250	月～金(祝等除く) 10:00～14:00

※ この一覧表についての問い合わせ先:人権男女共同参画課(TEL:0848-37-2631)

○ 尾道市人権啓発推進プラン検討委員会委員名簿

(敬称略)

名前	推薦団体		備考
手島 洋	県立広島大学	保健福祉学部 人間福祉学科講師	委員長
空中 眞知子	尾道市 人権擁護委員会	副会長	
三阪 裕加	尾道人権啓発企業 推進協議会	(会長：尾道造船) 尾道造船人事課主事	
村上 瑞	尾道市 社会福祉協議会	くらし支援課主任	
佐藤 邦男	広島弁護士会	広島みらい法律事務所	副委員長
高橋 泰宏	広島法務局	尾道支局長	
前川 洋平	尾道市	市民生活部長	

任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日

## ○ 尾道市人権啓発推進プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権尊重社会の早期実現に向けて人権啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定した尾道市人権啓発推進プラン（平成19年3月策定）について、昨今の本市を取り巻く情勢及び複雑化する人権課題へ対応し、より効果的なものとするため、尾道市人権啓発推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 尾道市人権啓発推進プランの内容検討に関する事項
- (2) その他尾道市人権啓発推進プランに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 行政関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権男女共同参画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 最初の会議の招集については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



## 尾道市人権啓発推進プラン

発行年月 令和7年3月  
発行 尾道市  
編集 尾道市市民生活部人権男女共同参画課  
TEL 0848-37-2631  
FAX 0848-37-6631